**○農林水産省告示第五百三十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県高山市一之宮町字夏石平六五二〇の一、六五二〇の七、字蔵柱六七一三の二、久々野町有道字下平三三九の一から三三九の三まで、瑞浪市陶町水上字入ケ洞三二一の一、郡上市大和町栗巣字黒手一四一二、一四一四、一四一五、一四一八、一四二四から一四二六まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百三十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県揖斐郡揖斐川町東横山字南矢中谷一五八二の一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字南矢中谷一五八二の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百三十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県下呂市金山町福来字下川渡二三一三

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県下呂市金山町福来字下川渡二三一八の一〇

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百三十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成五年十月十五日農林水産省告示第千二百十七号（一に係るものに限る。）

㈡　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県真庭市上中津井字ノメラ一七五三の二一、一七五三の三三、字切塞二五五八の一、二五五八の七、二五五八の九から二五五八の一一まで（以上三筆国有林）、二五五八の一三、二五五八の一四、二五五八の二一、二五五八の二二、二五五九の一、二五五九の二、二五五九の五（国有林）、二五六〇の一から二五六〇の三まで、二五六一の一、二五六二の二、二五六二の三、二五六二の五、二五六二の七、二五六二の九（国有林）、二五六三の一から二五六三の三まで、二五六三の七、二五六三の八、二五六四の第一、二五六四の第二、字椿原二五六七、二五六八の一、字石井谷二六三六の四、二六三六の七から二六三六の二五まで、字薬師堂三四四五の二、字横山三六一一の一、三六一一の二、字勝陣三六一二の一、三六一二の二、三六一三の二、三六一三の六

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百四十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市阿波字郷路北三〇三二の一、三〇三二の三から三〇三二の一九まで、三〇三二の二一から三〇三二の二七まで、三〇三二の三一から三〇三二の三八まで、三〇三二の四〇から三〇三二の四二まで、三〇三二の四九から三〇三二の六三まで、三〇三二の六八から三〇三二の七一まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百四十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦